

第13回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年7月7日（火）

午後3時04分～午後4時26分

場所 自治研修所6階会議室

（午後3時04分 開会）

1. 開 会

○委員長 それでは定刻となりましたので、第13回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

きょうは原稿案が出てきておりますので、これに基づいて少し詰めていきたいと思うのですけれども、とりあえず少し形式的に決められることを決めていきたいと考えたのですが、そういうことでよろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 お手元に審議事項という形で私がつくったペーパーがあるのですけれども、お手元に準備されている原稿案がありますけれども、とりあえずこの構成、内容等はこの原案に沿って進めていくということよろしいでしょうか。いいですか。

○委員 原案というものは、先ほどお配りいただいたものですか。

○委員長 ということです。

○委員 これはどういうものでしょうか。きょうの午前中まで新しいものが届いたりして、中身をご説明いただくといいかと思うのですが。

○委員長 きょうの午前中までに届いたものを、自前で準備してくるのは大変ということで、これをプリントアウトして持ってきたと、そういうようなことです。ですから、これを送ったのはきょうの午前中ですよ。

○委員 そうです。大体従来の報告書に、きょうの午前中までに指摘していただいた誤記等を直したものです。その後、委員の誤記等のものをいただいておりますので、あれは既に直していますが、このペーパーはその直前のものです。

○委員 直前ということは、きょうの朝、1回目に送っていただいたものですね。

○委員 そうです。

○委員 わかりました。

それからもう1つは、委員長から届いていた第4と第5、5と6？、4と6、どちらでしたか。

○委員長 4と5です。

○委員 これにはどういふようにかかわっているのでしょうか。

○委員長 あれは基本としては、その考え方の中でくんで取り入れられるものは少し参考にして下さいというものです。文書の構成と文書の中身という両方あると思うのですよね。構成自体はもうこれで、今のお手元に準備されている案でいこうではないかと。というのは、あれは少し構成が違ってきますのでね。

○委員 違いますね。

○委員長 ですから、あれはそういう意味で、その中の個別の中の意見等で参考にできるものは考え方の参考としてという。

というのは、双方が別々の形式で進めていたものですから、あれを統一することにはなかなか難しいですので、それで、これは基本的には今、かなり相当まとまっている形できていますので、これをベースでいきましょうと。で、あの中で何か取り入れられるものがあつたら、参考にして入れましょうかというような趣旨だというように理解していただいていいかと思ひます。

○委員 わかりました。メール上で少し意見交換があつたものはもう既に終了してて、これがその結果をあらわしているということによろしいですね。

○委員長 はい、そうです。

○委員 了解しました。

○委員長 ということで、そういう方向で進行していくということによろしいでしょうか。

それから、その次にこれは、校正という形になってきますと、我々が今想定しているものが、いわゆるハワイから帰って来られて、空いている知事の日程の期間、15、16、17日でしたか。それと、今度はそのあと、シンガポールかに行かれて帰ってくるこの期間の両方ですよね。とりあえず、もうどちらでも対応できるようにというような形でやっていますので、そうすると、皆さんに少し校正のご協力をというような話が前からあつて、これはもう、タイミングからいうと、これはきょうといいますか、そういう形でも進められるのでしょうか。委員、それは。

○委員 修文ですか。

○委員長 校正といたしますか。それは大丈夫ですか？

○委員 はい。

○委員長 では、県のほうはどうですか？

○事務局 県は1日でやります。

○委員 では、やっていただいて、一応、紙とデータを持って来ているので、やり方はこれからまた少し協議をして進めたいと思いますけど。

○委員 そのデータは私が送ったデータですか。

○委員 そうです。

○委員 細かいことですが、キャリングアウトの段階だとすると、10ページの②のところに平成24年11月と、「24年」という数字があつて、これは一等最初から直らないですね。多分正しいのは「25年」だと思うのですが。こういうところはちょっと、ワープロミスのほうはたくさん直っていますけれど。お願いいたします。

○委員長 そういうものも含めて、そうですね、これはこの後も校正段階でチェックしていくということになりますけれども、そういうようなものもありますので、我々も注意して行ってということで、これは一応データで差し上げていると。

○委員 そうですね。やり方としてはペーパーとデータを差し上げて、主に誤字・脱字それから表現の不適切なところをチェックしていただく。あと用語の統一です。そんな感じですか、それをやっていただいて、それを直接データも直していただいて、一旦またこちらへいただいて、チェックするという感じで、何回かやりとりが必要なのではないですかね。

○委員長 それから、これはいわゆるそういうようなやりとりのデータの管理の仕方をして、ネットは一切使わないと、そういうような形でやるということで、県のほうはここにおられる方だけだということですね。

○事務局 はい。

○委員長 ということでお願いしましょう。これ、とにかく正式に県に出る前に中身が、ということは非常に具合が悪いことですから、というようなことにしましょうかね。

それから、この順序というのは、一遍にできるのはあれですけど、大体正直に言って、今のところ報告書の目次にある1、2、3、6、7、これについてはほぼ確定かと。ちょっと4、5、それから8は少し、もうちょっと見直す必要があるのではないかというように考えていますので、これでもしあれであれば、ほかのとにかく確定しているところのあ

れをやっていっている間に、ほかの未確定部分を鋭意やっていくというような形の考えと
いうことで、ある程度よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 それから、いわゆるそうすると修文等もあるかもしれませんが、これもまたあとで話をするので、それできょう、文書の中身と結論というものがあると思うのですが、結論自体はもうきょうで確定しておきたいのですけども、この報告書の中に出ている結論というようなことで、結論とそれに至る理由というものは別々としましてね。結論ということは、そういうことでよろしいのでしょうかね。これについて少しご意見を伺っておきたいのですけど。

○委員 この理由等が一体になって結論が出ているので、この報告書を全体としては、おおむね若干の誤字・脱字、修文等は置いといて、ということで進めるほうがいいのではないですか。

○委員長 それで、ほかの委員の方のご意見も一応伺ってという形ですけれども。

○委員 1つ、細かいかもしれませんが、質問させてください。

今結論とおっしゃったのは、各検証項目の結論という意味ですか。それともこの報告書全体の結論ということですか。

○委員長 報告書全体の結論という意味です。

○委員 なぜそんな質問をするかということ、検証項目によっては最後に結論があるものと、そうでないものがあるので、これをどう考えるかということをきょう教えていただきましたか。それは別の質問ですけれども、今おっしゃっているのは全体の結論ですか。

○委員長 そうということです。

○委員 わかりました。

○委員長 それについては、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 それで今委員がおっしゃった形になるのですけど、そういう意味で各要件について、これはその要件ごとの結論というものはきちっとしていく。足りない部分は、少しそれを入れていくという必要が当然あるかと思しますので、そういうことを委員は考えていますけど、そういうような方向でよろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 それからちょっとここに書かせていただきましたけれども、結論でこういうような形で確定していったときに、要件ごとのいわゆる個別の審査項目について我々が検討して行って、問題かというような、事実問題があると見ているのですけれども、その問題についてしっかりここが問題だったのだという、問題の原因というものがある程度説明されていないと、何となくしっくりこないといえますか、そういうことがあるものですか、その辺について何かご意見はありますか。

○委員 これは結果論なので、個別、必要性から1号、2号、3号、一応4つあるとして、結果論なので全てが「不適」になったということ自体は、これはやむを得ないというか、それ以外の選択肢があれば、「適」になるものがあれば、それはそうなるのでしょいうけど、結果論的にそうなるので、それについて、どうしてか、こうしてかと言っても、あまり議論としては成り立ちにくいという気がするのですね。個別の要件の中で、それがそういう検討が十分なのか、どうなのかという議論はあり得るとは思うのですけど。

○委員長 少し懸念するのは、個別要件を全部我々読んでいっておかしいのではないかという点が指摘されているのですけど、私の感覚なのですけども、これは県を二分する非常に重要な問題のはずだったのだけれども、そういうような問題意識がなくて、従来の埋立申請の審査と同じような感じでかなり形式的にされてしまったから、いわゆる審査項目と審査の理由が合わない、マッチしていないなど、そういうようなものがどうもあったのではないのかということを感じ、それからヒアリングをしてもそういうような感じはするのです。その辺などはどんなものでしょうかね。

というのは、今の公有水面埋立は、基本的には国か自治体にしか認めないのですよね。そうすると、実をいうとあまり対立がないところで、そういう埋立ての申請が出てきて、それについて審査をしていくというような形なものですから、ある程度その審査基準に従って形式的にやっていくというような要素があったのではなかろうかと。

ところがこういうようにシビアな問題になってしまうと、本来的なところでやっていけないといけない。もっと言うと、環境というものの配慮が、この制度として出てきたときに、かなりその配慮ということを入れていくと、その事業との関係が非常にとりづらくなってくる。昔は、事業の意味を理解できれば、そのままいいのではないかという話だったような気がするのですけど、今はその事業が出てきても、それとそこで失われる環境というものは、相当シビアに考えないといけないのではないかというような、その後制度として考え方が出てくると、従来のような審査では本当は対応できなかったのではなか

ろうかというようなところが少し反映されていないかというように思ったのですが、何かその辺について、これは私だけの感想ですか。

○委員 実態は多分、そういう部分が重要というか、かなり影響しているのだろうということはわかる場所なのですが、だからそこをある程度コンパクトに書ければ、それはそれでいいかとは思いますが、あとはその各いわゆる根拠や事実関係など、そういう材料が具体的にどういうところに基づいて書くかというところなのでしょうね。

○委員長 1号要件のところでは論じられているのですが、利益衡量というところのその前に、審査項目が非常に数が多い割には、実をいうと法律上埋立禁止のことが記載されている法律を上げてしまって、その法律に該当するかしらないかという。

そういう意味では、この法律のこの条項に当たるか、当たらないかというようなものを形式的にやっていて、本当にそこで検討すべきことを、実をいうとあまりやっていないという。そういうような要素がかなりあったのではなかろうかというように思うのですが、そういうような問題意識を持っていて、やはりこういう審査の結果になったものは、そういうような面を実質的にしっかり見ていくと、どうしてもこの審査が形式的になされたということが目についてしまうといいますか、そういうことが問題だというような要素をどうしても拭えないのですが。

○委員 ヒアリングの中で、「基地が要らないから埋め立ては要らないということは、裁量外だ」という助言があった」というようなことを誰かおっしゃっていたんですね。そういうことから考えると今の問題と非常に関連してきて、今の基地が要らないから埋め立ても要らないということにならないようにしたということは、今回のこういう審査方法になったような気がするのですが。

○委員長 はい。ですから、方法自体に一番問題があったのではないかと。もう少し丁寧にやっておられれば、それからその要件の趣旨をよく考えて進めていたらという気はするのですが、大体そういうような懸念でありまして、その辺を少し。

それから、多少修文をするにしても、もうこの形式の枠内でそれに合わせていくというような形でやっていくという、それはもうそれで。

○委員 はい、それは了なのです。

○委員長 そういう形ですね。これがいつまでやるかということもあるのですが、これがまだまだ多少はかかるかというように思いはするのですが、一応そういうようなものがあるということは考慮に入れていただいて、

それから2枚目になってきますけど、Xデーが決まるとあれですので、最低でもこの3つぐらいはおそらく問題になるでしょうということで、そしてこれはやはり県が考えてということになると思いますので、その辺は早目に調整の結論を出していただいて連絡をいただくと。

○委員 添付資料一覧ということで前日送っておりましたが、届いていますか。

(一覧表配付)

○委員 メールでは見ていますけど。

○委員 変更があったのですか。

○委員 いえ、特にございませんで、前のものと同じだと思いますので、あとは削るのがあるか、あるいは追加するのがあるかということを確認して、これも県のほうにそれぞれ資料を準備していただいて、添付資料の形につくっていただく必要があると思います。

あと1つだけ委員から提案があったのが、これはどこにつくってもらったのでしたっけ。環境生活部ですか。

○委員 行政管理課にお願いしただけなのですけど。

知事意見と環境生活部長意見を比較したこの表は、作成者はどこですか。

○事務局 うちです。行政管理課です。

○委員 これね。これをつけるかどうかということが1つ委員から出ているのですが、結局このままではちょっとつけづらいというか難しいので、これをA4にできるかというところですけどね。

○事務局 縮小してですか。

○委員 縮小して。

○事務局 コピーの縮小自体は可能です。

○委員 データをA4のサイズに出力してもいいと思いますけど、これ見るとかなりの量になりますよね。あとはこれをつけるかつかないかということですね。

○委員長 その関連で少し思っていたのですが、添付資料しか見ていないような思われ方をするのが嫌なものだから、それで主要な、こういうようなものは載せていないけど、これだけしか我々の資料に入れていないようになってもおもしろくないので、添付はしないけれどもという形で入れていったらということをおもったのですが。例えば願書にしても何にしても、当たり前かもしれませんが。

○委員 あれは当たり前だと思いますので、いいと思うのですが。あと、ほかに何かあればどうするか。分量的にもかなり厚くなります。

○委員長 だから入れなくて。そういうものは全部やっていますよというような、主要なものは。

○委員 中身で大体出ているので、もし抜けるのであればあれですけど。多少は、アイデアがあれば出していただいとということ。とりあえずこれ、準備していただいて。

○事務局 資料番号はこれに引用されていますか。(本編を示し)

○委員 中のほうで引用されています。

○委員長 ただ、先ほどの文書はA4にすると字が小さすぎて、もうわからないのではないですか。

○委員 という側面もあるので、今後の作業を省くという意味ではあれですけど、対比すれば自分でもつくれることはつくれるわけです。労力の問題がありますけど。だから、つけてもいいし、つけなくてもいいしという気もするので。

○委員長 どうですか、委員。

○委員 私はできあがりとは別として、文書中では知事意見と環境生活部長意見と、その質問の回答等は入っていて、1次質問から4次質問は承認書別添資料という形で付いているので、その前段階の知事意見から環境生活部長意見というものは現に読んでいますし、参考にしているので、説明資料としてあったほうがいいのかとは思っています。

理想はそこの該当ページをここに組み込めたら理想なのですが、その作業は非常に大変なので、もう見てくださいというところにとどまっちゃう資料ではありますけど。

○委員 あとはA4にさせていただいて、文字が小さくなくてもこれはいいのではないですか。

○委員長 この添付資料は、本体にとじるのですか。

○委員 いいえ、とじないで別冊です。

○委員長 別冊だったら、そのサイズでつけて何か具合悪いことありますか。

○委員 絶対だめだというわけではないですけど、取扱いが非常にやりにくいのですよ。A4にやったもののほうが、取り扱いしやすいということだけなのですけどね。別にするのは問題ないですよ。

○事務局 資料番号はいいわけですか。

○委員 資料番号は10号につけますかね。後でまた追加してやりたいと思います。

○委員長 委員がつけたほうがいいのかということであれば、やっぱりつけたほうがいいのかではないですか。

○委員 では、つけるということ。A4にしてもらって、中身はわかりますので、番号を追加してつけないかと思えます。

あとはこんなところですので、何か資料としてはこれを追加というものがあれば出していただいとということですね。

○委員長 どうですかね。

○委員 事務的な話ですけど、例えば資料11は今回の稟議書関係一式という感じになっていますから、中にこれまで委員会で議論するときに使ったこういうものを一式、それは1つの資料11としてまとめてつけるという感じですね。資料13も同じです。

○委員 本文中にひと言だけ添付資料ということで断りを入れようと思うのですが、今の15でいいですか、環境生活部。

○委員 15でいいのではないですかね。入れてもらえば、そのほうがいいですね。

○委員長 ヒアリングの逐語録はどうなりますか。

○委員 あれば今後情報公開の対象になるはずですので。

○事務局 議事録ですか。

○委員 議事録です。だからいいのではないですかね。見ようと思えば見れるということになると思えますので。

○委員長 そっちのほうは資料としてはつけないわけね。

○委員 はい。

○委員長 ほかに何か。

○委員 懸念事項というか、3-2のところですけど、先ほどの従来との差というものは、私も感想としては持っていることは持っている、委員長と同じ感想を持っているのですが、従来を知らないのもそれとの合理的な比較ということは難しいのではないかという個人的な気持ちがあるのと、必ずしも従来と今回の違いというものをヒアリングで質問しているわけではないので、結構感想めいたというか、そんなことになってしまわないかという気がします。

言及すること自体はいいような気はするのですが、ちょっと書き方が難しいような印象を受けました。

○委員長 従来との比較はなくていいと思うのですけれども、そういうようなものを

前提として、これについて要件に形式的に当てはめていって、あまり重要性や趣旨をしっかりと踏まえた上で、大事なやっぱり、通常の場合とは違うといいますか、そういうようなもので、もっと慎重さ、実質さなど、そういうようなものが必要だったのではなかろうかという。国の環境関係のとるべき措置というものもみんなそういうような形でできているのですけれども、それがそのままずっといっちゃった理由は何だろうという。

そういうような審査のやり方が、いわゆる個別の要件ごとでも問題ありという評価の原因になったのではないかというところは、しっかり出しておく必要はあるのではなかろうかという気がするのですね。

というのは、いわゆる結論があって、みんな否定したということと、やはり要件の検討として十分ではありませんよというものがしっかり言われているということは、少し違うような気がするのです。

○委員 その部分は、必要性の議論、あるいはなぜ辺野古かというところを議論したときに、かなり前面に出ている気がするのです。環境に配慮したと言いつつ、もう既に決定したこととして、もうある程度の専決事項として議論が進められているような感を我々は受けたわけだから、そこを指摘していますので、ご懸念のところはあまり心配していませんが、しっかりと書く必要がありますでしょうか。こういう議論が足りなかったということは書けますけれども、そもそも他の案件と比較しながらというようなことは、あまり必要を感じていないのですけれども。

○委員長 結論のところ、しっかり示しておく必要があるのではなかろうかという気はしているのですよね。

○委員 それは、私は別の角度から気にしているのですが、この委員会がもらった宿題は、承認のプロセスにおいて法的な瑕疵があるかないかということなのですが、それをきちんと頭の中に入れて報告書を書くとしたら、例えばその必要性のところは、こういう申請書の内容に問題があった。その申請書の内容というものは、環境を十分に配慮しているような議論になっていないなど、いろんなことが書けると思うのですが、それはこの報告書の内容としていいかどうかと。つまり、それは承認のプロセスなのかというように問われたときに、答えられるかどうかちょっと疑問だったのです。

その承認のプロセスというものを非常に厳しく受け止めるとすると、承認のための願書が出てくる。それを県がどう読んで、どう承認していったかということをお我々が評価するわけですから、県の審査の内容に問題があったというためには、その前の申請願書の問題

を見抜けなかったというか、見誤ったというか、そういう書き方にしかならないのではないかという気がしているのですが、本当はその前の段階で議論したいのです。ですけれども、与えられた役割を考えたときに、どういう表現をすべきかということは一度、意見の統一を見なければいけないのではないかという気がずっとしていたのです。

後のほうで審査基準に照らしてこれを適・不適というような表現をするときには、これはもう審査の内容に対して良かった、悪かったということが言えますけれども、それ以前の願書の内容に対してどういう言い方ができるかということは大変気になっていました。

○委員長 この審査の内容に対してこうするべきだというときに、こうするべきなのに、なぜそうしなかったのだろうかという、そこところが、よく問題を把握した審査や考え方にならなかったのではなかろうかという。

○委員 いや、私の考え方が間違っていて、その申請書の願書についてもこんな問題点があるということをどんどん言ってもいいということであれば、その懸念は払拭されません。

○委員 それは多分、言ってもいいということになると思うのですね。

○委員 そうですか。

○委員 はい。つまりは、この設置要綱に規定している承認手続きに法律的な瑕疵があるかということを検証するということです。結局は、前の知事が承認したという判断に瑕疵があるかということになってくるわけですね。そうすると、それは瑕疵かどうかということは、これまでずっと議論しているように、公有水面埋立法の要件を満たしているのかいないのか、満たしていないのに承認をしているのであれば、もう瑕疵だということになるのですね。

そうすると、それを判断するためには、願書が出て、その内容で要件を満たしているかどうかということ判断することになりますので、純粋的には、この県の担当者、あるいは県が行った願書に対する判断が正しいのかどうなのかということになってくると思うのですね。

そうすると当然、そこで願書の内容が十分、法の要件を満たしているのか満たしていないのかという観点が出てくるので、その批判のやり方はあるでしょうけど、対象としてはやはり願書も当然、要件を満たしているかどうかということの判断の大きな対象になりますので、そこに出てきた内容と、それからいわゆる法律の基準を照らしてみた場合、満たしている満たしていないという判断になると思うので、前提としては願書の内容について

も批判する、触れるということは予定されることだと思うのです。

○委員 そうすると、私たちは公平にいろんな資料を見たつもりですけども、それでもこんなにも問題点が出てきた。それを見抜けなかったのかという悪口になってしまうのではないのでしょうか。そこはあまりしたくないという気持ちがどこかにあって、表現がとても難しいなと思っているのです。

○委員 ただ一応、客観的な目を見た場合に、やはり問題のある部分を見逃していると、あるいはそれをちゃんとチェックしていないと、そういう事実があるとすれば、そこはやはりそういう意味では瑕疵があるというか、そういうものは出てくると思うのですよ。その願書が出てきて、そこを適正にチェックするということが審査部門の役割ということになるので、こういう検証という場面では、これはやむを得ないのかと。

○委員 方向性としてそういうことを少し入れるかどうかということと、結局、抽象的に今、議論してもしょうがないので、委員長のほうで案文があればお示しいただいて、それを全体として入れないのか、入れるとして修文するのかということ議論したほうが建設的かという感じがします。

○委員 委員長がおっしゃっている合理的な説明が必要なのかどうかという意味では、委員がおっしゃるような観点もあるので、問題はそこを説得的に書けるのかというところだと思うのですよね。私どもはちょっとアイデアがないので、委員長にアイデアがあるのであれば、ちょっとコンパクトにまとめていただいて、そこをそれでいいかどうかを、もうメールでやるしかないと思いますけど。

○委員長 それは実を言うと、今のところはまだないのだけど、ただ感覚としては、全ての要件項目が問題ありということは、そこにやはり何らかの根本的な問題があるのであろうというように思うのですが、その部分が、いや、客観的にこうでしょうというような形のもので非常に明確な基準でわかっていけばあれなのですけど。

○委員 おっしゃるような感覚も確かに受けるのですけど、書ければいいし、さっき言ったように、材料というか、そういう推測中心みたいになるのもちょっとどうかという面もありますので、そこは書いてみてどうかという感じなのではないでしょうか。

○委員長 というか、あの理由からきているのですよね。理由の説明から、なのでこんなところでこんな理由の説明をするのだらうと、何かあり得ない理由のようなものが記載されているものですから、どうしてこんなところでこんな説明をするのだらうという、そちらのほうの疑問が率直に出てきまして。

○委員 今日はまだ最終回ですので、多分ここで具体的な文案は難しいだろうと思うので、メールでやりとりするかどうかではないですか。

○委員長 そういう意味で、少し結論のほうをみんなで考えてもらえませんか。そういうことなのですから。

それから、せっかく利益衡量されていますので、あれでいくと埋め立ての必要性の、埋め立ての動機のところで書いている国側が言っている動機というものは、普天間の状況と安保の2点を言っているのではないのかという気がするのですけれども、我々のところでの利益のところはちょっと普天間だけにとどまっているので、それがちょっと足りないのではないかと。これは特段何か理由があるのですか。

○委員 いや、特段ないので。だからその部分を付け加えたほうが良いということで、修正があればそれでいいのではないですか。

○委員長 というのは、結局、我々の必要性のところで論じている部分のかなりが、やはり安全保障の抑止力と地理的優位性と一体運用論ではないですか。そうすると、やはりそれを損なわないという利益というものはどうしても外せないのではないかと、そういうような意味では、でも普天間って本当に衡量の対象ですか。

○委員 え？

○委員長 普天間の危険性というものは言うのだけれども、あれは利益衡量の対象なのだろうかと思って、要するに辺野古につくる飛行場と辺野古の海を埋め立てると、この部分だけが利益衡量の対象ではないかと思うのですけれども、これは考え方としては違うのですか。いや、国の動機はわかりますけど。

○委員 利益衡量というように思うということ、それはそれで、それはひとつの利益として位置づけて、ただその最後のほうに書いてあるように、辺野古の必要性というものが総体的にはっきりしないということになると、利益自体が総体的に小さいとか、低いとか、そういうことになるでしょうという組み立てですので、そこは考え方は最初から辺野古の必要性があまり立証されていないので、利益としてはほとんどないという展開も当然あり得ると思いますけど、そこはどちらもあり得るのでしょうね。理屈の立て方だけの問題です。

今後の校正の具体的な作業をこれからちょっと検討したほうが良いのではないですか。

委員長が一応、書いてある内容だと、第1から、1、2、3、6、7はほぼ確定ではないか、という感じですよ。これはこれでいい。あとは、いわゆる通常の校正作業をすれ

ばいいということなので、あと4、5、8については、修文の可能性があるという感じなので。

○委員長 8は今言ったような考え方ですね。

○委員 はい。4、5についてはそれで。これは主に委員長のほうで修文の内容をつくられるということなのだろうと思うので、あとはそのスケジュール的に、16日ですよ。それとあと県との作業、それと含めていつごろまでに何をするかということ。

○委員 16日午前に完成形はおそらく県にあって、それを委員長に渡すというスケジュールですよ。

○事務局 これは押印するわけですか。

○委員 いや、しなくていいのではないですか。

○委員長 しなくていいのではないか。

○事務局 わかりました。では、うちのほうで準備しても構わないですか。

○委員 そうですね。

だから16日の午前中だから、遅くても前日には全部終わって印刷も刷り上がっているということになりますよね。

○事務局 はい。

○委員 15日、14日ぐらいまでは校正のあれがあるのかな。

○事務局 1、2、3、6、7についてはほぼ今週で終わらせておきます。

○委員 そうですね。もう順々終わらせて、だからその修文があるという4、5、8。

○委員長 4、5にしても、このようなものが全面的修文はあり得ないのだから。その中のせいぜい数パーセントでしょう。

○事務局 4、5、8は、特に8については、委員長が考えた意見を入れるかどうか、今週いっぱい考えても大丈夫ではないですか。

○委員 今週いっぱいということは土日含めてということですか。

○事務局 はい。

○委員 そういうスケジュールでやって、月曜日ぐらいにほぼ確定稿を出して、最終的なチェックをして、それから附属書類、添付書類、資料なども添付して。

○委員長 これは何曜日ですか。

○委員 16日は木曜日ですね。週内に原稿が確定すれば大体いいのですかね。日曜日ぐらいまでに。

○委員 そうすると、私はもう一度読まなければいけない状況になっていますので、今日の夜から読み始めたとして明日には終わります。それをどういう形でお届けしたらいいですか。

○委員 私が考えているのは、今、委員の中でメールでやっていますよね。これは従来どおり使っていていいと思うのですよ。ですから、委員長か私にメールをいただいて、それをペーパーか何か、あるいはUSBに落として県のほうに渡すという感じの繰り返しをしたらどうかと思っています。

○委員長 それしかないですね。

○委員 了解しました。

○委員 県からのあれも同じように委員長に渡していただいて、これを委員のメールで回します。

○委員長 窓口はあなたに決めたほうがいいのではないのでしょうか。

○委員 私であれば私がやります。校正の関係ですね。

○委員長 事務所の場所もほぼ変わりませんし。

○委員 はい、いいですよ。

では一応、そういう段取りで、来たものをまた連絡してお届けするようにします。

○事務局 これはきょう帰った後、打ち出して、1、2、3、6、7については、できれば明日中に終わるようにしたいと思います。

○委員 その後に何らかの追加が届くかもしれませんが、大した量ではないと思いますので対応願います。

○委員長 4号も基本的にはやっててあれですけど、前のものが終わって余力があれば入るといっていい形です。

○事務局 はい。

○委員長 全面的にどうこうはあり得ませんから、それをベースにして、その中で多少変わるところが追加、あるいは表現の変更など、そのぐらいではないでしょうか。

○事務局 小さい誤字脱字、あるいは行政独特の表現という整理でよろしいですか。

○委員 そうですね。あと用語の統一ですね。

○委員 日本語も直しますか。というのは、自分だったらこうは表現しないのになという、例えば「ら」抜き言葉など、ところどころに見受けられるので、そういうところはチェックされるのかどうか。

○事務局　そこまではやらないと思います。

○委員　内容は意味が通じればよろしいということで、はい、結構です。

ちょっと形式的なところで質問ですが、表紙のメンバーの順序はどういうようになって
いますか。

○委員　すみません、私が適当にやっているので。

○委員　五十音順などを決めておいたほうがすっきりします。委員長はトップでいい
のですが、そのほかは。

○事務局　これは年齢順ですか。

○委員　いや、年齢順かどうかはわからないのですよ。適当にやっているので、それ
は確かに出す場合は何らかの理由があって順番をつけたほうがいいので、そこは何か意見
があれば。

○委員　あいうえお順でいいのではないですか。

○委員　あいうえおでやりますか。

○委員　それで結構でございます。

○委員　あいうえお順で並べ替えましょう。

ではこれも並べ替えていただけますか。

○事務局　はい。

○委員　それからもう1つ、目次をつければ、そこにページ番号を打ちたくくなります
けれども、最終的な段階になりますが、いわば線を引いて準備をしておくなど、そういう
作業はあっていいと思います。

○委員　これワードだとできるのですか。ページまでぱっと。

○事務局　委員、これはワードですか。

○委員　ワード。皆さんは一太郎ですか。

○事務局　一太郎です。

○委員　一太郎に転換しても構いませんよ。

○委員　危険だな。

○委員　危険は危険なのですね。

○委員　特にフォント変えているから、すごく危険だと思います。

○事務局　ワードは入っていましたか。

○事務局　入っているものと、入っていないものが。

- 委員 必ずどこか変わりますよ。
- 委員 ですよ。
- 委員 最初からそこを詰めればよかったですね。
- 事務局 今、確認してみましようね。
- 委員 細かいことですが、部長クラスまで個人名が5ページで出ているのですが、これは入れますか。入れて構わない前提で。
- 委員 消すほうがいいのでしょうか。部長？
- 委員 部長です。●●部長と●●部長だけ名前が出ているのですが。
- 委員 部長はどうしようかと残したのだけだね。
- 委員長 部長ぐらいいいかな。
- 委員 あとは消したのだけ。
- 委員 担当者のところにもあったのではないですか、名前が。●●さんが、自分のところは頭では「職員」になっているけど、「●●と●●が担当した」と。
- 委員 そうですね。ヒアリング結果の中身の中に出ています。そこはどうしますか。
- 委員 そこは●か何かでやっていいのでしょうかね。
- 委員 ●にしましょうか。
- 事務局 ワードは入っているそうです。(県庁のパソコンソフト確認)
- 委員 ヒアリング結果のお名前も、●●さんなど、お名前が出ているところは●で。
- 事務局 「職員」でいいのではないですか。
- 委員 職員。
- 事務局 職員で通りますでしょうか。
- 委員 2人名前が出ているわけだから、職員だけでは通らない。
- 事務局 議事録も担当職員と。
- 委員 いえ、最初の名前ではなくて、会話の中に誰々さんがこう言っていますみたいなものがあるわけですよ。そこは●か何かでやってもらって。逆にそこは「職員」とは書かない。
- 委員長 委員長はそのままでもいいですか。
- 委員 部長ですか？
- 委員長 委員長。委員長というものが、もし出てくるのであればですね。
- 委員 いいのではないですか。そんな大して。

○委員長 環境監視委員会も委員長だけそこに入れていたかと。個人的にはいいと思っていますから。私は。

○委員 頭のほうで委員長と出ているのですか。発言者の中でですか。

○委員長 中にあるかもしれないし。もし引用していなければいけないかもしれないけれど、議事録はそういうようになっていますよね。議事録のまたあれをするときに、そこまで気にし始めるとしにくいから、議事録の委員長はそのまま委員長で結構です。残りはみんな委員ですよ。議事録は。

○事務局 委員です。

○委員 これは製本する場合、どういう形でやりますか。

○事務局 これぐらい厚くなると、コピー機での製本は無理ですね。袋とじでいいですか。

○委員 それもお任せというか、特にどれがいいというあれはないのですけど。

○委員 両面にコピーされますか。

○事務局 そうですね。両面がいいかもしれないですね。

○委員 両面でも、コピー機械では閉じてくれないかもしれませんね。

○事務局 64ページを超えると製本は無理です。

○委員 無理ですね。

○委員長 やっぱり両面ですね。こういうものは両面ですね。そうでもないですか。

○事務局 両面です。

○委員 だから、県のほうのやり方でやってもらえればいいのではないのでしょうか。

○事務局 では両面綴じで、パッチでやるかどうか。

○委員 ちょっとお考えいただいて、あとは委員長に確認をお願いしましょうか。

○委員 資料15を加えるなどという修正は加えていいのですか。

○委員 はい。もうお願いしていますから。

○委員 ではなくて、文章中に。

○委員 ああ。

○事務局 資料15ですね。タイトルは「知事意見・環境部意見及び事業者見解比較表」という形でやります。

○委員 はい。

○委員長 それは資料の体裁になってくると、表紙か何かつけるわけですか。

○事務局 表の上にタイトルがつくだけです。資料は資料ごとに1号と2号はみんな別々でやりたいと思います。右肩に「資料1」という感じで資料番号をつけていくと。

○委員 一応、第1回目の校正を挙げていただいて、またそれを回して見ていただくという流れですかね。

○委員長 1日、2日？

○委員 最初の校正は1日か2日でできるそうです。

○事務局 やります。

○委員 やりますとおっしゃったので。だから1日～2日していただいて、それは回して、それも意見があったらまたやって、でもそれは金曜日ぐらいにまた戻るとい感じになるかもしれませんね。

○委員 戻るといいますと。

○委員 委員方のご意見、1日、2日して、きょうが火曜日ですから、水曜日か木曜日ぐらいに県のほうから校正したものがデータで来ますので、それを委員方に回して、その意見をもらえる。平日だともう金曜日かと。

○委員 そうですね。

○委員 あと、土、日でも構わないと思うので意見があれば出していただいて、最終的に多分最後の校正というところまで、土、日までに意見をいただいたものは来週の月、火の校正に反映できると思うのですよね。

○委員長 これは、台風は大丈夫ですかね。

○委員 大丈夫でしょう。それ自体影響ないと思いますよ。室内での作業ですから。

○委員長 それだけ届けてもらうのに、今パソコンで送れませんよね。

○委員 大丈夫でしょう。台風になっても、私は事務所空いているので。

○委員 南にそれています。

○委員 台風になっても事務所は開いていますから。県のほうが台風直撃で休みになったら、これはしょうがないので。木曜日ぐらいに近寄るかどうかということみたいですから。

○事務局 台風の状況を見据えて。来るようだったら、水曜日に。

○委員 そうですね。水曜日にとりあえず届けていただくという感じで。

○事務局 委員が見られるところは第何ですか。今からちょっとチェックするのは。

○委員 第6です。

- 事務局 第6です。
- 委員長 2号要件となっているところですね。
- 委員 きょう、夕方ですね。あした午前中講義があるので、午後からしかじっくりと読む時間がとれませんね。
- 委員 意見いただいたら、それは県のほうに渡しますので、そのほうがミスが少なくなるので、気づいたら出していただければ。
- 委員 場所をきちんと指定してお届けしますので、あまりご迷惑はかけません。
- 委員長 大体そんなものでいいですか。
- 委員 頭の整理のためにちょっと教えていただきたかったことがあるのですが、最初の頃、ヒアリングでお聞きしたことなのですが、まだ自分自身が全部うまく把握できていなかったから変な質問をしたのかもしれないのですが、承認書の中に環境生活部長の意見や名護市長の意見が添付されている理由なのですけれども、これはどのように答えてもらったのですか？
- 委員 委員がよく把握しているはず。
- 委員 意見照会したら、それをつけるものだからというような説明で、委員は「これは反対意見のままだけど、それに対するコメントなりそういうことはしないのですか」と。「いや、そういうことはしません」みたいな、そういう回答だったと思います。
- 委員 つけるものだったことでしたか。きょう議事録確認しようと思って、ついつい時間がとれなかったのです。
- 委員 つける決まりはないけれど。
- 委員長 つける必要はないと。
- 委員 でも参考のためにということだったのだと。趣旨としてはですね。
- 委員長 本来は、最初の資料なしの2つ。「○」と「適」の2つだけだけどというよな。
- 委員 そのほうがすっきりすると思うのですが、なぜわざわざつけたのかという。今でもひっかかっているのです。
- 委員長 2-7番だけ、あれは書けないからということですけど。
- 委員 これが添付されているからどう受けとめるかということは、受けとめる側の問題になってしまうのですが。
- 委員 そうですね。ただ、あの段階では既に稟議の起案の内容自体は承認しますと

ということで、確定した形での稟議が上がっていますから、そこで結論的にはもう確定という前提で添付資料もつけているのですね。一応、参考資料ということであるけれども、その趣旨ははっきりはわかりませんが。

○委員 結論になるような内容であっても、つけることが普通であるという意味ですね。

○事務局 参考資料の判断ですよ。この起案するところの裁量に任されるのです。特にこういうものだけつけなさいというものはないです。

○委員 ああ、それはないでしょうね。

○委員長 当時はそんなこと考えていないのではないですか。というのは、知事がかわってからこういう検証をしますという話が出てきたではないですか。そうすると、あまりそういうようなことは意識していないのではないのでしょうかね。

○委員 なるほど。そういうことですかね。

○委員長 不利も有利もないというか。

○委員 この承認書だけではなくて、報告書の案の段階だったのでしょうか。パワーポイントの打ち出しのところにもその1枚がありましたよね。環境生活部長あるいは名護市長からこういう意見が出ているということが示してあったので、最後の段階でこんなこと言ったらまずいのではないかと思っていました。ずっともやもやして。

○委員長 きょうはこんな感じでよろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 では、ちょっと早いですけど、よろしいですか。では、そういうことで。すみませんが、面倒な作業ですが。

○事務局 いいえ。

○委員長 くれぐれも中身は秘密に。

○事務局 はい。

○委員 校正などは県のほうに、データ自体校正するのは任せますので、私どもにいただく場合は委員が今までやっているように、何ページの何行目のこれという感じで指定していただいて送っていただければ、それをこちらに回します。生データではなくて。

○委員 わかりました。「第3稿●●校正」のページ数の行数で本文を書けばいいということですね。

○委員 そうですね。という形で進めたいと。

○委員長 本文を書くという？

○委員 毎回ワードファイルを送るのではなくて、メール中、もしくはワードでもいいのですが、どこを修正すると書いて挿入なり削除なり修正案みたいな形で。

○委員 委員や、あるいは委員がやっているような。この報告書自体を変えるということではできないので、どこの部分は誤字がありますという形でやっていただくと。委員がもし修正ということであれば、そこの部分を指定していただいて、ある程度何ページ確認をとっていただいてそれを送っていただければ、それはまたこちらで渡しますので。

ということです。

○事務局 これで(USB)直すということですか。

○委員 そう。これで直していただいて、これでもう進めていただいて。全部これをスタートに、あと個別の修正項目、修正というか修正する場合は情報をお伝えしますので。

○事務局 次は電子ファイルでコピーして、それを直しますので。

○委員 どうぞ、それで結構です。

○事務局 実際の作業はこれにまとめることになると思いますけど、これも一緒にお届けしますか。

○委員 できればそのほうがいいですね。

○委員長 いいですか。事務局のほうから。

○委員 最終的には委員とのやりとりということで。

○委員 やりとりして、データが上がってきたらまた皆さんに回しますので。逐次。2日ごとにデータが回るということになると思います。あと1週間ちょっとです。

○委員長 最近、皆さんマスコミ来ていましたか？

○委員 最近は来ていないですね。

○委員長 委員も委員も。

○委員 電話も来なくなりました。

○委員長 では、そういう形で。お疲れさまでした。

○事務局 15日に送ってから、マスコミに16日に公表しますので、よろしく願いいたします。

○委員 15、16と東京におりますので、帰ってきてからびっくりします。

○委員 15日の夜に来そうですね。

○委員 そうですね。

○委員 来そうですね。

○委員 先に教えてください。どうせ明日わかるのだからと。

(午後 4 時26分 閉会)

3. 閉 会